二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　投資的経費
5　公営企業繰出金
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

（全国防災事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　一般財源充当分
3　国庫支出金
4　地方債
5　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　公債費
2　投資的経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

策　定　方　針

平成27年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成26年６月24日閣議決定）及び「中期財政計画」（平成25年８月８日閣議了解）に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成27年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　通常収支分

⑴　地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率（国・地方）10％（地方消費税率（消費税率換算）2.2％）への引上げ等の施行日を平成27年10月１日から平成29年４月１日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

⑵　地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外することとしている。

⑶　地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

①　財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

②　これに基づき、平成27年度の財源不足見込額７兆8,205億円については、次により補塡する。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により２兆1,155億円（うち地方交付税法附則第４条の２第２項の加算額3,926億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項⑵及び平成27年１月12日付け総務・財務両大臣覚書第７項に定める平成27年度における「乖離是正分加算額」400億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額2,300億円並びに臨時財政対策特例加算額１兆4,529億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ．地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を４兆5,250億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を7,800億円増発する。

③　上記の結果、平成27年度の地方交付税については、16兆7,548億円（前年度比1,307億円、0.8％減）を確保する。

④　交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第４条第１項に基づき、3,000億円の償還を実施する。

⑷　地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆9,242億円（普通会計分９兆5,009億円、公営企業会計等分２兆4,233億円）とする。

⑸　地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

①　地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を１兆円計上することとしている。

②　投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を1,000億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し0.9％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。